1　第183回国会概観

1　会期及び活動等の概要

（召集・会期）

第183回国会（常会）は、１月28日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。会期は、６月26日までの150日間であった。

（院の構成）

参議院では、１月28日の召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、７特別委員会（災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ＯＤＡ、消費者問題、震災復興）が設置された。

衆議院では、同じく召集日当日の本会議で、10特別委員会（災害対策、倫理選挙、沖縄北方、青少年問題、海賊・テロ、拉致問題、消費者問題、科学技術、震災復興、原子力）が設置された。

（所信表明演説・質疑）

召集日当日、衆参両院の本会議で安倍内閣総理大臣の所信表明演説が行われ、これに対する質疑（代表質問）は、衆議院で１月30日及び31日、参議院で１月31日及び２月１日にそれぞれ行われた。

（平成二十四年度補正予算）

１月31日、緊急経済対策の実施経費の追加等を内容とする平成二十四年度補正予算が提出された。２月４日、衆参本会議における麻生財務大臣の財政演説で補正予算の大要が説明され、これに対する質疑が、衆議院で翌５日に、参議院で６日にそれぞれ行われた。

同補正予算は、衆議院では、２月14日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、２月18日から予算委員会で質疑が行われた。同委員会は、26日に質疑を終局し、同補正予算を可決した。

同日行われた本会議においても、原案が可決され、成立した（衆参での審査等の概要は、後述２（１）参照）。

（政府４演説）

２月28日の衆参両院の本会議で、安倍内閣総理大臣の施政方針演説、岸田外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政演説及び甘利国務大臣の経済演説のいわゆる政府４演説が行われ、これに対する質疑（代表質問）が、衆議院で３月４日及び５日、参議院で同５日及び６日にそれぞれ行われた。

（平成二十五年度総予算、平成二十五年度暫定予算）

平成二十五年度総予算は、２月28日に提出された。

衆議院では、３月６日より予算委員会において同予算の審議が開始されたが、同予算の年度内成立が難しい事態となったことを受けて、政府は、３月27日、４月１日から５月20日までの必要経費から成る平成二十五年度暫定予算を提出した。同暫定予算は、衆議院において同28日に、参議院において29日に可決され、成立した。

平成二十五年度総予算は、４月16日に衆議院の予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、４月22日より予算委員会において同予算の質疑が行われた。５月15日、同委員会での質疑を終局し、採決の結果、みんな及び維新が共同で提出した修正案並びに原案をいずれも否決した。

同予算は、同日の本会議においても否決され、同日に開かれた両院協議会において成案を得るに至らなかったため、衆議院の議決が国会の議決となり、成立した（衆参での審査等の概要は、後述２（２）参照）。

（環境委員長解任決議案）

海外への個人渡航の期間を議院運営委員会理事会の許可を得ないまま延長し、環境委員会を流会に至らしめたとして、民主、みんな、生活、共産、みどりの風、社民及び維新の共同提案による環境委員長川口順子君解任決議案が５月７日に提出された。同案は、同９日の本会議にて趣旨説明及び討論が行われた後、採決の結果、可決され、環境委員長は解任された。

（議長不信任決議案）

衆議院小選挙区の区割り改定法案の衆議院送付から60日目となる６月21日の本会議を「散会」と宣告した結果、同日中に同法案の委員会採決を経て本会議で議決される可能性を奪ったとして、自民及び公明の共同提案による議長不信任決議案が６月21日に提出された。

同案は、同26日の本会議にて趣旨説明及び討論が行われた後、採決の結果、否決された。

（安倍内閣総理大臣に対する問責決議案）

予算委員会への出席要求を拒否し、憲法で定められた国務大臣の国会出席義務に違反したとして、生活、社民及びみどりの風の共同提案による内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案が６月25日に提出された。

同案は、翌26日の本会議にて趣旨説明及び討論が行われた後、採決の結果、可決された。

２　予算・決算

（１）平成二十四年度補正予算

平成二十四年度補正予算３案は、１月31日に衆議院に提出された。衆参の予算委員会は、２月６日にそれぞれ趣旨説明を聴取した。その後、衆議院では、予算委員会にて同月７日から質疑を行い、14日に討論の後、３案を可決した。３案は、14日の本会議で可決され、参議院に送付された。

参議院では、２月18日、19日、20日、21日及び26日に予算委員会にて質疑を行った。26日の委員会質疑終局後、民主、みんな、生活及び社民が共同で提出した修正案の趣旨説明並びに３原案及び修正案に対する討論に続き、採決の結果、修正案を否決し、３原案を可決した。

同日の本会議では、民主、みんな、生活及び社民が共同で提出した修正案の趣旨説明並びに修正案及び３原案に対する討論に続き、採決を行った結果、修正案

を否決した後、３原案を可決し、平成二十四年度補正予算は、政府原案のとおり成立した。

（２）平成二十五年度総予算

平成二十五年度総予算３案は、２月28日に衆議院に提出された。

衆議院では、予算委員会にて３月６日に趣旨説明を聴取し、７日から質疑を行い、４月16日の質疑終局及び討論の後、可決した。同日の本会議では、３案の編成替動議（民主提出）及び３案に対する修正案（維新及びみんなの共同提出）に関する各趣旨弁明並びに３原案、動議及び修正案に対する討論の後､採決の結果、動議及び修正案をそれぞれ否決し、続いて３原案を可決し、同案を参議院に送付した。

参議院では、予算委員会で３月29日に趣旨説明を聴取し、４月22日及び23日に基本的質疑（安倍内閣総理大臣以下全大臣出席）を行い、その後、一般質疑を同24日及び26日に行った。

このほか、集中審議（安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣及び関係大臣出席）を４月25日（経済財政等）、５月７日（経済・雇用・社会保障等）、８日（外交防衛・経済連携等）、13日（復興・エネルギー・原発・環境等）、14日（安倍内閣の政治姿勢）及び15日（外交・内政の諸問題）に行った。

また、４月30日に、沖縄県及び岩手県にてそれぞれ地方公聴会を、５月２日に公聴会を行ったほか、各委員会における委嘱審査を９日（常任委員会）及び10日（特別委員会）に行った。

同15日の集中審議に続き、締めくくり質疑(安倍内閣総理大臣以下全大臣出席)を行った後、みんな及び維新が共同で提出した修正案の趣旨説明並びに３原案及び修正案に対する討論に続き、採決の結果、修正案及び３原案はいずれも否決された。

同日の本会議では、討論に続く採決の結果、３原案は否決されたため、衆議院に返付された。これを受け、同日に両院協議会が開かれたが、成案を得るに至らなかったため、憲法第60条第２項の規定により衆議院の議決が国会の議決となり、平成二十五年度総予算３案は政府原案のとおり成立した。

（３）平成二十五年度暫定予算

内閣は、３月27日、50日間（４月１日から５月20日まで）の平成二十五年度暫定予算３案を閣議決定し、同日、国会に提出した。同暫定予算３案は、衆議院において同28日に、参議院において29日に可決され、成立した。

（４）平成二十二年度決算

平成二十二年度決算外２件は、第179回国会の平成23年11月22日に提出された。第180回国会において、参議院では、平成24年２月24日の本会議で平成二十二年度決算の概要についての報告及び質疑を行った後、決算委員会で審査を行い、９月３日に准総括質疑を行った。また、同年８月27日に平成22年度決算審査措置要求決議を、同日及び９月３日に国会法第105条に基づく会計検査院に対する検査要請をそれぞれ行った。なお、平成二十二年度予備費関係６件(いずれも第177回国会提出、平成24年７月31日衆議院から送付）については、同年８月20日に、

決算委員会においていずれも承諾され、同22日の本会議においても、いずれも承諾されている。

今国会において、決算委員会では、５月20日に、会計検査院からの報告及び平成二十二年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置の説明を聴取したほか、平成二十二年度決算外２件の締めくくり総括質疑を行い、討論を行った。続く採決の結果、平成二十二年度決算外２件をいずれも是認し、また、内閣に対する警告の議決及び平成二十二年度決算審査措置要求決議を行った。

同22日の本会議では、採決の結果、平成二十二年度決算外２件をいずれも是認し、また、委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決した。

（５）平成二十三年度決算

平成二十三年度決算外２件は、第181回国会の平成24年11月16日に提出された。参議院では、本年５月24日の本会議で平成二十三年度決算の概要についての報告及び質疑を行った。同日、決算委員会で概要説明を聴取した。

３　法律案・条約・決議

（審議の概況）

内閣提出法律案は、今国会提出75件のうち、63件が成立した（成立率84.0％）。

なお、会期末直前に、参議院議長の不信任決議案が提出された等の影響により、電気事業法一部改正案等、内閣提出・衆議院送付の法律案４件が審査未了のまま廃案となった。

参議院議員提出法律案は、今国会提出32件（うち撤回１件）のうち、３件が成立した（成立率約9.4％）。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出49件（うち撤回３件）のうち、７件が成立した（成立率約14.3％）。

条約は、今国会提出18件のうち、９件が両院で承認された（承認率50.0％）。

決議案は、提出された５件のうち、４件が可決された（可決率80.0％）。

（１）平成二十五年度歳入関連法案

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第８号）は３月１日に、地方税法の一部を改正する法律案（閣法第12号）及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）は同５日に、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、３月14日の本会議にて３法案の趣旨説明及び質疑を行った。その後、閣法第８号に関して、財務金融委員会で翌15日に趣旨説明を聴取し、19日から質疑を行った。22日の質疑終局後、維新より提出された修正案の趣旨説明を聴取し、討論の後、採決を行った結果、修正案を否決し、原案を可決した。また、閣法第12号及び同第13号に関しては、総務委員会で３月14日に趣旨説明を聴取し、19日から質疑を行い、21日に質疑及び討論の後、両案を可決した。

上記３法案は、３月22日の本会議において、閣法第13号に対する討論の後、い

ずれも可決され、参議院に送付された。

参議院では、３月25日の本会議で３法案の趣旨説明及び質疑を行った。その後、閣法第８号に関して、財政金融委員会で翌26日に趣旨説明を聴取し、同日及び27日に質疑を行った後、27日、討論の後、可決した。また、閣法第12号及び同第13号に関しては、総務委員会で３月25日に趣旨説明を聴取し、26日に質疑及び討論の後、両案を可決した。

上記３法案は、３月29日の本会議において、閣法第13号に対する討論の後、いずれも可決され、成立した。

（２）公職選挙法改正案（インターネットによる選挙運動の解禁）

選挙運動におけるインターネットの利用を可能とするため、３月１日、民主及びみんなが公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第１号）を、また、同13日には、自民、維新及び公明が、同名の法律案（衆第３号）を衆議院に提出した。

なお、衆第１号は、選挙運動用電子メールの送信者に制限を設けない一方で、衆第３号は、同メールの送信者を公職候補者と政党等に限定する等の違いがある。

衆議院では、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会にて、３月22日に両案の趣旨説明を聴取した後、４月２日から質疑を行った。11日の質疑終局後、自民・維新・公明共同提出の衆第３号に対する修正案（選挙運動用電子メールの送信者の拡大並びに同メール送信者及び有料インターネット広告の制限に関する検討条項を改めることを内容とするもの）及び共産提出の衆第３号に対する修正案の趣旨説明をそれぞれ聴取し、２原案及び両修正案に対する討論を行った。続く採決の結果、衆第１号を否決し、衆第３号については、自民・維新・公明共同提出の修正案を可決し、修正議決した。

翌12日の本会議においても、衆第１号に対する討論の後、衆第１号を否決し、衆第３号を修正議決して参議院に送付した。

参議院では、４月18日、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会にて、衆第３号の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、質疑の後、採決を行った結果、衆議院送付案を可決した。

同案は、翌19日の本会議で可決され、成立した。

（３）福島復興再生特別措置法改正案

福島の復興及び再生を一層推進するための措置を講ずるため、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第17号）が、３月８日に衆議院に提出された。

衆議院では、東日本大震災復興特別委員会にて、４月２日に趣旨説明を聴取し、翌３日、質疑の後に採決を行った結果、同案を可決した。

同案は、翌４日の本会議で可決され、参議院に送付された。

参議院では、４月19日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った。同25日に、東日本大震災復興特別委員会において、趣旨説明聴取及び質疑の後、採決を行った結果、同案を可決した。

同案は、翌26日の本会議で可決され、

成立した。

（４）共通番号（マイナンバー）制度関連４法案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（閣法第３号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第４号）、内閣法等の一部を改正する法律案（閣法第５号）及び地方公共団体情報システム機構法案（閣法第７号）は、いずれも３月１日に衆議院に提出された。

衆議院では、３月22日の本会議で４法案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、内閣委員会において、同27日に４法案の趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。４月11日には、内閣委員会総務委員会財務金融委員会厚生労働委員会連合審査会において質疑を行った。また、同24日には、内閣委員会において、自民、民主、維新、公明及びみんなが共同提出した閣法第３号に対する修正案（目的及び基本理念の修正並びに特定個人情報を提供することができる場合に係る規定を追加するもの）及び閣法第５号に対する修正案（事務の委任及び関係行政機関の長に対する勧告に係る規定を追加するもの）の趣旨説明を聴取し、同日より、各原案に加えて各修正案に対する質疑を行った。同26日に内閣委員会での質疑を終局し、討論の後、採決の結果、閣法第３号及び閣法第５号については、それぞれ各修正案を可決し、修正議決した。閣法第４号及び閣法第７号については、それぞれ可決した。

５月９日の本会議においても、閣法第３号及び閣法第５号を修正議決し、閣法第４号及び閣法第７号を可決し、参議院に送付した。

参議院では、５月10日の本会議で、閣法第３号（衆議院修正部分含む）及び閣法第４号に関する趣旨説明及び質疑を行った。その後、閣法第３号、閣法第４号及び閣法第５号に関して、内閣委員会において、同16日に各案の趣旨説明（閣法第３号及び閣法第５号の衆議院における修正部分の説明を含む）を聴取し、21日より質疑を行った。同23日に質疑を終局し、採決の結果、いずれも衆議院送付案を可決した。

閣法第７号に関しても、総務委員会において同16日に趣旨説明を聴取し、21日に質疑を行った。同23日に質疑を終局し、討論の後、採決の結果、同法案を可決した。

各案は、同24日の本会議において、いずれも可決され、成立した。

（５）消費税転嫁対策特別措置法案

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案（閣法第36号）は、３月22日に衆議院に提出された。

衆議院では、４月12日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、経済産業委員会において、同19日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。５月16日には、経済産業委員会内閣委員会財務金融委員会消費者問題に関する特別委員会連合審査会において質疑を行った。翌17日の経済産業委員会における質疑終局後、自民、民主及び公明が共同提

出した修正案（事業者が禁止されることとなる表示の範囲の明確化を図るもの）の趣旨説明を聴取し、討論に続き、採決の結果、修正議決した。

同17日の本会議においても、同案を修正議決し、参議院に送付した。

参議院では、５月27日の本会議で趣旨説明（衆議院修正部分含む）及び質疑を行った。同28日、経済産業委員会において、同案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日より質疑を行った。同31日には、経済産業委員会、財政金融委員会、消費者問題に関する特別委員会連合審査会において質疑を行った。６月４日、経済産業委員会における質疑を終局し、討論の後、採決を行った結果、衆議院送付案を可決した。

同案は、翌５日の本会議で可決され、成立した。

（６）ハーグ条約（承認案件及び関連法案）

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第１号）及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（閣法第29号）は、それぞれ３月15日に衆議院に提出された。

閣条第１号は、国際結婚の破たん等により監護の権利の侵害を伴う国境を越えた子の連れ去り等が生じた場合の子の返還等の国際協力の枠組みを定める条約（いわゆる「ハーグ条約」）の締結の承認を求める案件であり、閣法第29号は、ハーグ条約の実施のために国内法を整備するものである。いずれも、同様の議案が平成24年の第180回国会に衆議院に提出され、同院で継続審査となった後、衆議院解散に伴い、第181回国会にて衆議院で審議未了のまま廃案となり、今国会で再び提出されるに至った。

衆議院では、４月４日の本会議で両議案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、閣条第１号に関して、外務委員会において、翌５日に趣旨説明を聴取し、19日に質疑を行った後、採決の結果、本件を承認した。

また、閣法第29号に関しては、法務委員会において、４月10日に趣旨説明を聴取し、12日から質疑を行った。同26日に質疑を終局し、採決の結果、同法案を可決した。

閣条第１号に関しては、４月23日の本会議で承認し、また、閣法第29号に関しては、５月９日の本会議で可決し、いずれも参議院に送付した。

参議院では、閣条第１号に関して、外交防衛委員会において、５月16日に趣旨説明を聴取し、21日に質疑を行った後、採決の結果、本件を承認した。また、閣法第29号に関して、法務委員会において、６月４日に趣旨説明を聴取し、６日から質疑を行った。同11日に質疑を終局し、採決の結果、同法案を可決した。

閣条第１号に関しては、５月22日の本会議で承認し、また、閣法第29号に関しては、６月12日の本会議で可決・成立した。

（７）大気汚染防止法改正案及び放射性物質環境汚染防止法整備法案

石綿の飛散を防止する対策の強化を図るため、大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第41号）が、３月29日に

衆議院に提出された。

また、放射性物質による環境汚染について大気汚染防止法等の適用対象とするため、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第62号）が、４月19日に衆議院に提出された。

衆議院では、５月21日、環境委員会において両案の趣旨説明を聴取した。同24日、質疑を行った後、採決を行った結果、両案をいずれも可決した。

同28日の本会議においても、両案をいずれも可決して参議院に送付した。

参議院では、６月12日の本会議で両案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。翌13日、環境委員会において、両案の趣旨説明聴取及び質疑の後、採決を行った結果、両案をいずれも可決した。

両案は、同17日の本会議で可決され、成立した。

（８）厚生年金保険法等改正案

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第53号）は、４月12日に衆議院に提出された。

衆議院では、５月10日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、厚生労働委員会において、同15日に原案及び民主提出の修正案の趣旨説明を聴取し、17日より原案及び修正案に対する質疑を行った。同22日の質疑終局後、上記修正案の撤回を許可することを決定し、また、自民、民主、維新、公明及びみんなが共同提出した修正案（厚生年金基金の解散等について検討し、法制上の措置を講ずることを内容とするもの）の趣旨説明を聴取し、討論に続き、採決の結果、修正案を可決し、修正議決した。

翌23日の本会議においても、同案を修正議決し、参議院に送付した。

参議院では、６月11日、厚生労働委員会において、趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、13日から質疑を行った。同18日に質疑を終局し、討論の後、採決の結果、衆議院送付案を可決した。

同案は、翌19日の本会議で可決され、成立した。

（９）食品表示法案

食品に関する表示について包括的かつ一元的な制度を創設するため、食品表示法案（閣法第44号）が、４月５日に衆議院に提出された。

衆議院では、５月14日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、消費者問題に関する特別委員会において、同16日に趣旨説明を聴取し、21日より質疑を行った。同28日の質疑終局後、自民、民主、維新、公明、みんな、共産及び生活が共同提出した修正案（食品表示基準の表示事項及び食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項に「アレルゲン」を明記すること等を内容とするもの）の趣旨説明を聴取し、採決の結果、修正案を可決し、修正議決した。

同31日の本会議においても、同案を修正議決し、参議院に送付した。

参議院では、６月12日の本会議で趣旨説明（衆議院修正部分含む）を聴取し、質疑を行った。同日、消費者問題に関する特別委員会において趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、14

日から質疑を行った。同19日に質疑を終局し、採決を行った結果、衆議院送付案を可決した。

同案は、同21日の本会議で可決され、成立した。

（10）衆議院小選挙区の区割り改定法案

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第51号）が、４月12日に衆議院に提出された。

衆議院では、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、４月18日に趣旨説明を聴取し、同日及び19日に質疑を行った。19日の質疑中に質疑終局の動議が提出されたところ、同動議を可決し、討論の後、採決を行った結果、法律案を可決した。

同案は、同23日の本会議で可決され、参議院に送付された。

参議院では、６月10日、同案が政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託された。しかし、参議院による同案受領日（４月23日）から60日を経過しても同案の参議院での議決に至らなかった。これを受け、衆議院は、６月24日の本会議で、憲法第59条第４項に基づき参議院が同案を否決したものとみなすことを決定した後、参議院から同案の返付を受け、憲法第59条第２項に基づき同案に係る衆議院議決案を議題とし、採決の結果、同議決案は出席議員の３分の２以上の多数で再可決し、閣法第51号は衆議院の議決のとおり成立した。

（11）決議案

参議院では、北朝鮮による三度目の核実験に対する抗議決議案、第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会に関する決議案、環境委員長川口順子君解任決議案及び内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案が可決された。

４　調査会

第176回国会で設置された国際・地球環境・食糧問題に関する調査会、国民生活・経済・社会保障に関する調査会及び共生社会・地域活性化に関する調査会は、それぞれ、５月29日に３年間の調査の経過及び結果を記載した調査報告書（最終報告）を議長に提出し、６月５日に本会議で口頭報告を行った。

（国際・地球環境・食糧問題に関する調査会）

国際・地球環境・食糧問題に関する調査会は、「世界の水問題と日本の対外戦略」について、３年間にわたる調査を行った。最終報告は、調査の経過等を概述するとともに、水問題及び水災害に対する国際協力、国際河川流域管理における日本の役割、水ビジネスを通じた国際貢献、国内の水問題、世界の水問題に取り組む上での基盤整備等の７分野に関する計58項目の提言を行っている。

（国民生活・経済・社会保障に関する調査会）

国民生活・経済・社会保障に関する調査会は、「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」について、３年間にわたる調査を行った。最終報告は、調査の経過等を概述するとともに、持続的な経済成長の必要性、持続可能な社会保障の構築、雇用とセーフティネットの３分野に関する計10項目の提言を行っている。

（共生社会・地域活性化に関する調査会）

共生社会・地域活性化に関する調査会は、「地域活力の向上と共生社会の実現」について、３年間にわたる調査を行った。最終報告は、調査の経過等を概述するとともに、住民やコミュニティによる地域活力の向上、多様な主体の社会参加と支え合い、被災地の復興・再生、次世代のまちづくりに向けての４分野に関する計15項目の提言を行っている。

５　その他

（１）国会同意人事案件

今国会に提出された国会同意人事案件は、36機関108名であった。このうち両議院の同意が得られたものは34機関106名、衆議院同意・参議院不同意のものは２機関２名であった。

原子力規制委員会委員長、検査官（計３名）、公正取引委員会委員長、日本銀行総裁（２回）、同銀行副総裁（２名）及び人事官（計２名）の各候補者に対しては、両院の議院運営委員長間で合意した国会同意人事の扱いに基づき、各院の議院運営委員会等において所信聴取等が行われた。

なお、今国会から、国会同意人事の扱いが一部変更され、各院の議院運営委員会理事会で政府より人事案件の内示を受けることとなったほか、内示前に人事案が報道された場合には、内示後に情報漏洩の有無の調査及び各院の議院運営委員会理事会への報告を政府に行わせることとなった。

（任命された国家公務員等の事後承認）

国会同意人事案件のうち、両議院の同意を得る前に各根拠法の規定に基づき任命権者により任命された原子力規制委員会委員長及び同委員４名、地方財政審議会委員５名並びに公安審査委員会委員長及び同委員３名について、２月14日の衆議院本会議及び翌15日の参議院本会議において、任命の事後承認に係る採決がそれぞれ行われ、全員が承認された。

（日本銀行総裁・副総裁）

３月19日付けで辞職することを表明した日本銀行総裁及び同日に現任者の任期が満了する同銀行副総裁２名の後任人事に関して、内閣は、２月28日、衆参の各議院運営委員会理事会に対して、総裁に黒田東彦氏（アジア開発銀行総裁、元財務官）を、副総裁に岩田規久男氏（学習院大学教授）及び中曽宏氏（日本銀行理事）を任命する案を提示した。衆議院議院運営委員会は、４日に総裁候補者、５日に両副総裁候補者より所信を聴取し、質疑を行った。参議院議院運営委員会も、11日に総裁候補者、12日に副総裁候補者２名の所信聴取及び候補者に対する質疑を行った。その後、14日の衆議院本会議

及び15日の参議院本会議においてそれぞれ人事案件の採決が行われ、それぞれ各候補者について同意することを決定した。なお、上述の同意を得て内閣に任命された黒田総裁の任期は、日本銀行法に基づき、任期途中で辞職した前総裁の任期満了日（４月８日）までであったことから、４月９日以降５年間の日銀総裁の人事に関して、内閣は、３月21日に、衆参の各議院運営委員会理事会において、黒田総裁を再任命する案を提示した。４月５日、衆議院議院運営委員会及び参議院議院運営委員会理事会は、黒田総裁の所信聴取及び同総裁に対する質疑をそれぞれ行った後、同日の衆参本会議において、黒田総裁の再任に同意することをそれぞれ決定した。

（２）党首討論

国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）が４月17日に開会され、海江田万里民主党代表、石原慎太郎日本維新の会共同代表及び渡辺喜美みんなの党代表と安倍内閣総理大臣との間で討議が行われた。

（３）憲法審査会

３月13日、「二院制」について憲法審査会事務局当局から報告を聴いた後、意見の交換を行った。４月３日には、二院制の存在意義について、参考人から意見を聴いた後、質疑を行った。また、５月22日には、衆参両院の権限配分及び参議院の構成について、参考人から意見を聴いた後、質疑を行ったほか、二院制について自由討議を行った。

５月29日、「新しい人権」について憲法審査会事務局当局から報告を聴いた後、基本的人権全般について、参考人から意見を聴き、質疑を行った。６月５日には、環境権、プライバシー権などについて、参考人から意見を聴いた後、質疑を行った。また、同12日には、新しい人権について自由討議を行った。

（４）選挙制度改革検討会

選挙制度協議会（平成22年10月の参議院各会派代表者懇談会の合意に基づき発足した「選挙制度の改革に関する検討会」の下に設置された各会派の協議会）が、３月５日に同協議会での協議の経緯等に関する説明聴取等を行ったほか、５月21日には、平成24年衆議院議員定数訴訟高裁判決の概要に関する説明聴取等を行った。

６月19日、選挙制度の改革に関する検討会は、選挙制度協議会より、協議の経過について報告を受けるとともに、通常選挙後も引き続き抜本的な見直しに向けた協議を行い、早急に結論を得ることを確認した。